

佐渡地区における地籍図の所在状況

小泊区有文書を例として

Research Notes

田中聡

はじめに

新潟県の佐渡地区では、区有文書のなかに、江戸後期から明治前半にかけて作成された絵図（地図）が伝来している。

佐渡における区有文書については、佐藤利夫の論文⁽¹⁾に詳しいが、区有文書の目録として『大野区有文書』⁽²⁾が公表されており、佐渡における区有文書の構成を知る上で有用である。また、新潟県立文書館によって区有文書の調査も進められている⁽³⁾。

区有文書という性格上、一般に広く公開されているものではない。そのため、本報告も、特に調査の機会を与えていただいた小泊区有文書（佐渡市羽茂小泊）に残る絵図（地図）を紹介するにとどまる。

小泊地区は、佐渡市西部、真野湾に面した段丘上に位置し、平安時代の須恵器の産地としても知られている。江戸時代から明治前半にかけての小泊村は、海岸部の小泊と山間部の飛び地、新屋（新谷）から成り立っていたが、新屋（新谷）は明治二十一年に下川茂村に編入され、行政上は別々の道を歩むことになった。小泊は、明治二十二年に亀ノ背村、明治三十四年に西三川村、昭和三〇年に羽茂町の一部となり、現在は佐渡市羽茂

小泊となっている。

小泊区有文書は、羽茂小泊集落に伝来する江戸時代の小泊村以来の文書群である。歴代の惣代をはじめとする地元の方々のご努力により、良好な保存状態で引き継がれ、現在に至っている。平成十一年八月二〇日から二二日にかけて新潟県立文書館の調査が行われており、寛永一五年（一六三八）から平成一〇年にいたる合計八〇九点の文書が把握されている。

このなかに、江戸後期から明治前半にかけての絵図（地図）が良好な状態で残されている。それぞれ貴重なものであることは言うまでもないが、江戸後期の絵図をもとに明治初年の地引絵図を作成している様子が確認できるという意味においても貴重な事例と言える。

以下、年代順に紹介することにした。

①文化一三年の村絵図

一般に「文化の大絵図」と呼ばれている、一枚ものの彩色絵図である。佐渡の各村で作成されており、作成年代は概ね文化一三年（一八一六）で、なかには文化一四・一五年のものもある。文化一二年に佐渡奉行所の地

方附絵図師となった石井夏海の指導により作成されたと考えられている。⁽⁴⁾

小泊区有文書には、文化一三年作成の絵図が二枚残されている。一枚は小泊本村の絵図で、もう一枚は、当時、小泊村に属していた新屋（新谷）の絵図である。サイズは、小泊分が縦横三三六×二一〇cm、新屋（新谷）分が縦横二七×一六〇cmである。ともに四辺の中央付近に東西南北の表記がある。

小泊の場合、名主・組頭・百姓代のほか長百姓一二名の連名で、佐渡奉行所に宛てて作成されている。絵図には、石高や御林、村の共有地や神社寺院の除地、溜井用水などの集計データもまとめて書き上げられている。

絵図には、一筆ごとに、地番、地字、地目、面積、



図2 文化13年 小泊村絵図（部分、海岸部の表現）



図1 文化13年 小泊村絵図（部分、相川街道沿いの高札場付近の表現）

元禄検地のときの請主、現在の持主が記入されている。赤〓道、白〓屋敷畑、灰色〓山、青〓江川、黄〓田地の五色で表現されている。渦を巻いた堤、ゴツゴツした海岸部の岩や洞穴、山の木々、百姓の屋敷や神社・寺院の形など、これらが絵画的な表現で描かれており、見た目にも楽しい絵図である。

また、絵図作成の台帳となった「田畑屋敷反別境附帳」（文化一三年）も残されている。

② 明治七年の壬申地券地引絵図

雑太郡真光寺（佐渡市真光寺）の例であるが、壬申地券の発行に際して、明治七年四月二八日に地引絵図の作成が始められ、明治八年八月に完了していることが知られている。⁽⁶⁾

小泊区有文書にも、壬申地券発行時に作成されたと思われる彩色の絵図が残されている。

この絵図は、一見して文化一三年の村絵図（小泊分）

を写していることが分かる。サイズは縦横三三六×二〇三cmで、文化の村絵図と同じくらいの大きさである。四辺の中央付近に東西南北の表記があり、袋書には、真光寺における絵図作成の開始年と同じ「明治七年調 本村絵図」とある。

凡例は、文化の村絵図の五区分に対して、六区分になっている。また、



図3 明治7年 壬申地券地引絵図（部分、海岸部の表現）

持主の情報も更新され、地番が新しく振りなおされている。例えば、文化の村絵図で「同所（岩ノ上） 六十六 上畑四畝歩 検地嘉兵衛 当時同人」とされていたところが、「百八四番 字岩ノ上 上畑四畝歩 御検地受嘉兵衛 持主嘉市郎」になっている。さらに、佐渡奉行所の御林（直轄林）が消えており、江戸から明治への時代の変化を物語っている。

なお、このとき同時に作成されたはずの新屋（新谷）分の絵図は、小泊区有文書に伝わっていない。

③ 明治九年の地租改正地引絵図

小泊区有文書には、「第廿八大区小壱区佐渡國羽茂郡小泊村地引絵図」も残されている。裏書に「明治九年改租 小泊村地引絵図 本村分全」とある一枚ものの絵図である。サイズは縦横四六九×二九二cmで、縮尺の表記はないが、この絵図の下書きに「此絵図法曲尺六寸ヲ以テ壱町ト定ム」と書いてあり、六〇〇分の一

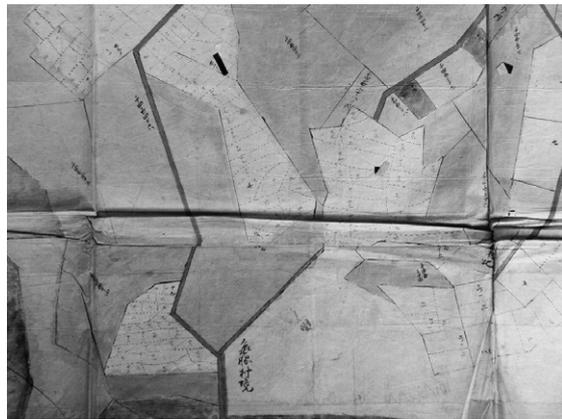


図4 明治9年 地租改正地引絵図
(部分、海岸部の表現)

であることが分かる。十字型の東西南北の方位表示があるほか、凡例で、田畑宅地、墓所火葬地、原野山林林場草生葎生萱生竹藪、江筋溜川、岨、山、堤、道、寺社現今境内原野斃牛馬捨場の九区分が示されている。地番は黒字で書かれ、枝番が赤字で書かれている。さらに、副大区長金子

勘三郎と戸長岡崎伊三郎のほか、地租改正調人として岡崎兵九郎ら一名の署判がある。

なお、このとき同時に作成されたはずの新屋（新谷）分の絵図は、小泊区有文書に伝わっていない。

小泊区有文書には、この絵図の下書きも伝わっている。サイズは縦横四六一×三三四cmで、先述

のとおり、縮尺が記されているほか、一く十を繰り返した目盛りが二本ある（一目盛り約3cm）。凡例は示されていないが、道が青、江筋が赤で着色されている。完成図と同じく、地番が黒字で書かれ、枝番が赤字で書かれている。しかし、「善次郎 柴山 千四百五十七」などのように、地番のほかに所有者と地目も書き込まれている。また、渦巻き模様の溜池の表現など、文化一三年の村絵図や明治七年の壬申地券地引絵図に見られる絵画的表現が持ち込まれている。地租改正地引絵図の作成にあたって、これらの先行する絵図が参照、利用されていることが確認できる。

また、関係文書として、地引帳と地価取調帳が残されている。

④ 明治二二年の更正図

小泊区有文書には、明治二二年五月調製の更正図も残されている。当時の小泊は、羽茂郡亀ノ背村の大字で、亀ノ背村長安藤真吉のほか、



図5 明治9年 地租改正地引絵図の下書 (部分)

大字惣代岡崎松伊、製
図者として金子助九郎
と山田喜一郎の名前が
ある。形式は切絵図で、
合計八二枚からなる。

凡例には、村界、大字
界、袋界、道路、川溝、
畦畔、番号、地位等級、



図6 明治22年 更正図 (部分、
羽茂郡龜ノ背村大字小泊
百廿四番道ノ下袋全図)

字付合、砂符、堤塘、崖脚、溜池、海面の一四の区分が示されている。
縮尺は「曲尺一分ヲ以テ一間トス」とあり、地租改正地引絵図と同じく
六〇〇分の一になっている。また、十字型の「東西南北」の表示がある。
小泊では、これを「袋図」と呼んでいる。「袋」は村をいくつかに分
けた単位で、文化二三年の「田畑屋敷反別境附帳」では、「道ノ下袋」
以下、合計二一袋が確認でき、袋単位で一筆ごとのデータが列記されて
いる。袋は時代によって変遷があり、明治二二年の更正図では、六〇袋
が確認できる(一袋が一〜四枚で描かれている)。

小泊区では、この図面を一枚ずつ裏打ちし、現在も境界などの確認に
際して利用している。

註

- (1) 佐藤利夫「佐渡における区有文書の保存と活用」(『新潟県立文書館研究紀要』
第七号、二〇〇〇年)
- (2) 大野区有文書目録作成委員会『大野区有文書(新潟県佐渡郡新穂村大字大野)』
二〇〇〇年
- (3) 徳永和夫「佐渡地区資料所在調査の概要(上)(下)」(『新潟県立文書館研究紀
要』第六号・第八号、一九九九年・二〇〇一年)
- (4) 大野郷土史編纂委員会編『山と川と大地 佐渡大野史』(大野区、一九九七年)
- (5) 元禄検地とは、佐渡奉行荻原重秀の命令により佐渡全域で行われた検地で、元
禄七年(二六九四)に検地帳が作成された。元禄検地帳は、それ以降の江戸時代

における基本的な土地台帳となり、各地の区有文書のなかでも最も重要な文書
として、代々引き継がれている。小泊区有文書にも元禄検地帳が伝わっている。
(6) 佐和田町史編さん委員会編『佐和田町史』通史編Ⅲ(佐和田町教育委員会、
二〇〇一年)

(長岡工業高等専門学校、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇一〇年九月二八日受付、二〇一〇年十一月三〇日審査終了)